

平成 31 年 2 月 26 日

公示第 5 8 9 号

電通健康保険組合
理事長 岩下 幹

健康保険法第 3 条第 10 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日より、平成 32 年 3 月 31 日までの間、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額	5 9 0, 0 0 0 円
保険料月額	3 7, 4 6 5 円
介護保険料	5, 5 4 6 円

以上

掲示期間	2 月 26 日から 3 月 05 日まで
------	--------------------------